

日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議
(第3回)

1 日時

令和6年12月3日(火) 17時00分～18時57分

2 場所

総務省会議室及びWEB

3 出席者

(1) 構成員

飯塚構成員、落合構成員、宍戸構成員(議長)、成原構成員、増田構成員

(一社)日本民間放送連盟 堀木構成員

(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 堀構成員代理

(2) 日本放送協会

市川経営企画局専任局長

(3) 総務省

豊嶋情報流通行政局長、赤阪大臣官房審議官、飯倉情報流通行政局総務課長、

佐伯同局放送政策課長、細野同課外資規制審査官

4 議事要旨

(1) 議題 (1) これまでの検証会議の振り返り

【細野外資規制審査官】

資料3-1をご覧ください。これまでの検証会議の振り返りとしてご説明をさせていただきます。本資料において、検証会議でのご発言やご質疑等につきまして、特に業務規程の内容に係るものに着目しつつ、主なものを整理させていただいています。

2ページ目でございます。まずは検証会議第1回について、業務規程に関する主なご発言をいくつか挙げさせていただいております。例えば、「サブスクリプションにならないようにしつつ、フリーライドにもならない取り組みが必要になってくるが、さじ加減が難しい」というご意見、「周知広報などが含まれているなか、具体的な中身をどのよう

に見ていくかが非常に重要な論点である」というご意見、「メディアの多元性、取材に基づく情報を日常かつ恒常的に発信しているメディアが、全国に複数存在していることを重要視している」というご意見、「NHKの番組関連情報はインターネット上の正しい情報を広く得ることができるような波及効果があるのではないか」というご意見、「メディアの多元性と公正な競争の確保に支障を生じないことを直接的に担保する明確な措置が、業務規程にも存在しないのではないか」というご意見、「民放事業者、新聞社間との競争の度合い、影響度合いを分析するために、個別のサービスを選択肢として設定した方が役立つのではないか」といったようなご意見が寄せられたものと考えております。

3 ページ目でございます。業務規程の内容に関する様々なご質問が、第1回でも寄せられました。このページ以降に、テーマごとにまとめているものでございます。まずは「SNS、外部プラットフォームの利用について」で、周知広報の活動がどのくらい射程を持たれているのかというところで、質疑応答が行われております。

4 ページ目でございます。「大型スポーツ大会関連情報について」で、民主主義の基盤である多角的な視点を確保することの繋がり等の説明をいただきたいというご質問やその定義に関するご質問をいただいていたました。

5 ページ目でございます。「費用について」も、サービスに関する具体的なコストをもう少し理解できるような資料を整理していただけないかという問い。「調査設計について」でも、競争評価に関連する調査をどう行うのかという観点からいただいた質問ございました。

6 ページ目でございます。「誤受信防止措置について」に関しましても幾つかご質問をいただきます。ナッジ的な手法を使うとしても強めの誘導があってもいいのではないかと、そうすべき場面もあるのではないかと、この点についての考えを伺いたいというもの。利用開始から契約確認までのフローについてのご質問、フリーライドにならないような具体的な措置等々について、ご意見やご質問をいただいたものと思います。

7 ページ目でございます。最後、「その他」という形でまとめておりますけれども、業務規程の整備のあり方、受信料負担に関する周知広報について、質疑があったものと考えております。ここまでの、第1回に関するご意見やご質疑の部分で主なものとして挙げさせていただくものでございます。

8 ページ目から11ページ目までが、検証会議第2回に関するものとなります。第2回につきましては、先週NHKから提出されました資料に関して、メール審議で実施をさせて

いただきました。この資料に対しまして、構成員からいただいた質問等を列挙させていただいています。検証会議第2回の資料及び本質問への回答につきましては、この後のNHKからの説明に含まれていると認識しておりますので、こちらではご紹介を省略させていただきます。

以上が検証会議第1回及び第2回における主なご発言等の整理をさせていただいたものでございます。本検証会議におきましては、業務規程の内容につきまして、公正な競争の確保の観点から、皆様のご意見を取りまとめることを目的としておりますところ、本日の議事や本件資料、そして議事要旨などを参考に、ご意見を検討いただければと思っております。

(2) 議題 (2) 日本放送協会からプレゼンテーション

【日本放送協会 市川専任局長】

資料3-2に基づきまして、これまでご議論賜りました第2回とその第2回を受けていただいたご質問についてお話をします。まず初めに構成員の皆様、NHKのこの業務規程の検討にあたり、多岐にわたる有益なご意見を賜り、本当にありがとうございます。こちらの方で可能な限りきちんとお答えさせていただきたいと思っています。

まず第2回の審議に関わるもので、4ページになります。まず日本民間放送連盟のご質問についてお答えいたします。この後、さらに問いをいただいてもう一度答え直しますが、順番上1回お話しさせていただいた後きちんとお答えすることでご容赦いただければと思います。

まず4ページ、「1. 外部プラットフォームは原則として利用しないこと」についてきちんとお話しさせていただきたいといただいています。回答としましては、NHKは番組関連情報配信業務については、業務規程に従います。大災害等の放送番組及び番組関連情報については、試行的受信措置としてSNS等プラットフォームを使い得ます。ただ、SNS等外部プラットフォームの利用は放送番組及び必要的配信の周知広報業務に用いますので、ニュース番組等その必要的配信のコンテンツそのものに当たるものを提供することは考えてございません。あくまでその周知広報を行うことで使い得ることを申し述べさせていただきたいと思えます。ですので、ここに条件をいくつか書いてございますが、あくまで必要的配信の視聴・閲覧等を目的とするということであって、番組のコンテンツ、情報内容を提供する類のものではない、という目的であることから、内容・掲載期間が適

正であること、或いはその周知広報の対象が明確であること等の条件を課して行うものと考えてございます。3号有料業務のご質問については、これまでVOD事業者番組の販売を行っており、これをかわらず行うということでございます。

「2. ネットオリジナルコンテンツは配信しないこと」を改めて確認したいという点については、そのような配信はいたしませんというお答えになります。

5 ページ、「3. メディアの多元性、公正な競争の確保に支障を及ぼす過大な費用を計上しないこと」については、第2回の審議での回答ですと、これまでの概念が変わりますので、単純に比較することはできません。その構成要素についてご説明した上で、ただ、NHKは従来のコストを上回ることを想定していないと書かせていただいています。

6 ページ、「4. その他」では、サービス開始後、改めてメディアの多元性の確保、公正競争の確保を確認することが重要だにご意見賜っていきまして、それはその通りで、サービス開始後も継続的に実施状況を評価し、その後考えていきたいと思っております。そしてまた、誤受信防止措置について、フリーライド抑止に対して実効性ある措置を講じることが重要だということに関しては、受信料制度にふさわしい適切な方法を模索していきたいと第2回ではお答えさせていただいています。また、業務規程の中で、「大型スポーツ大会番組関連情報」はオリンピック・パラリンピックに限定されている書き方をし、その通りなのですけれども、拡大解釈のおそれはないかということについて、第2回ではその通りでありまして、それが変わるような時は業務規程の修正が行われなければならないものと考えているとお答えしたところでございます。

7 ページ。飯塚構成員より多元性評価に関して、「ローカル局のサービスをどのように見ていくか、ローカル局との影響等を調査等で見ていくときにどういうふうに考えるか」とのご質問でございます。すでにご提示している競争評価の、我々の行った調査の多元性評価では、一応全国の調査を行いましたけどサンプルを都道府県別に割り振ってやるべきところですが、全国で3,000という大きさを使いましたので一定程度のクラスタリングをして、この分け方でその中で分析を行うということをしてございます。ただ、各地において、メディアの多元性が確保されることが非常に重要です。これが競争評価の一つの論点でございますので、イギリス等のご意見賜っておりますのでここを参考にさせていただき、評価方法・調査方法については今後も検討していきたいと考えてございます。

8 ページ。いわゆるリステッド・イベントについてですけど、「大型スポーツ番組につ

いて、NHKと民放で今行っているやり方について制度化あるいは業界ルールとして定めておくことも大事なのではないか」とご意見をいただきました。直接的に今回の業務規程の評価に関わるものではないとは思いますが、ご指摘の通り民放とNHKでこれまで様々な視聴者、国民の皆様が知るべき良質なスポーツ等は放送してきたところでございます。それをどういう形で一緒に提供していくかということも大事ですし、これがNHKの役割として、きちんとこの国民・視聴者の皆様の手が届くことが非常に大事でございますので、ここについても今後とも制度も含めて勉強しながら、メディアとしての役割をきちんと果たしていくことを考えたいと思っています。

9 ページ。宍戸議長からのご質問で、「NHKサービスが市場全体を拡大させ、NHK以外のサービスを増加させる効果ということについて先導的な役割を評価していただいたが、他のプレーヤーが市場に入ってくるということをどういうふうに阻害し得るか」については、ご指摘の通り、或いは前回お示ししている通り、NHKのサービスがもし今後提供されることになると、それぞれむしろ需要喚起する形で全体の需要が増える、或いはその補完関係、想像される代替関係だけではなく、補完して伸びるといった補完関係があることもわかりました。ただ、この時点でどのような新規参入があり得る、それをどう妨害していることを考えたものではございませんので、参入障壁が高くなると明示的に考えてはおりません。ただ、もともとお約束している通り、放送と同一の価値を展開したいという話でございますので、それ以外の観点から入ってくるいわゆる新規参入の方に対して、ハードルが大きいものではないと思っています。ただもちろんサービスが始まる前ですし、市場も変わっていくものでございますので、ご指摘を踏まえて今後調査設計等をしていきたいと思っています。

10 ページ。落合構成員より、「法改正後の必須業務・任意業務がどう分かれるのか、そのうち何を番組関連情報として実施しようとしているのか、整理を行っていただきたい」とのご質問で、資料がございましたけれども、現行サービスで「NHKプラス」や「NHK NEWS WEB」と整理しているものは、このような形で右側のように、全く違う法体系になりますので、同時配信があり、1週間までの見逃し配信があり、それ以外にこの今回業務規程で定める番組関連情報の配信があるということで対象関係については、整理させていただいております。ただ、今あるサービスがそのまま何か移行するという考え方というよりは、今までは放送番組の理解増進という話であったものが、それ自体が受信料の対象になるサービスでございますので、これについての位置付けは全く変わるということで、

このような整理をさせていただいてございます。

10ページ下。落合構成員から「外部プラットフォームを利用する周知広報とは具体的にどういった射程となるのか、示していただきたい」ということでございます。外部プラットフォームの利用は、周知広報に用いることを基本とするとお伝えしているところでございます。お答えの中にありましたけれども、周知広報を目的としたものが大前提でありますので、ニュース番組の番組自体或いは番組関連情報そのものをその枠組みで提供することはありません。先ほど申しましたように必要的配信の放送番組の視聴・閲覧等を目的とすることが大前提で、情報内容そのものを提供するという類のものではないこと、その目的であることから内容・掲載期間が適正であること、対象となる放送番組等が明確であること、放送番組や番組関連情報と当然ですが量的・質的には全く違うものであることがはっきりしているという条件で実施するものだと考えてございます。

11ページ、増田構成員よりいただきました。非常に多岐に渡るアンケートで非常に細かい資料をお付けして恐縮だったのですが、「どのような前提で依頼をしているのか、特に受信料負担の方についてどう記載しているのか」について、資料にお付けした通りでして、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。また、こういうサービスを利用することになりますということを一応提示してお答えいただいているところでございます。ただ、すでに様々な構成員からご指摘賜っているように、今年7月の調査実施時点での想定で作らせていただいた調査で、これで今の検証会議に間に合わせているということがございますので、今後より精緻に実際にどういう表示がなされるか、どういうふうに理解していただければということはもちろん、改善の余地があることでございますので、その検討結果を前提に今後の調査については考えていきたいと思っております。

12ページ、増田構成員より、受信料について、「消費生活相談において受信料に関する相談ではこのようなことを情報提供することが多いです」と例示をいただきまして、「この中できちんと丁寧に説明していくことが必要であるということ、或いはその契約をするための画面を具体的にどう設計するのか、或いはデジタルプラットフォームを利用した広報の際の具体的な方法」を、実際の現場でご対応いただいていることに対してのご質問を賜りました。今きちんと、明確に申し上げられることはあまりありませんで、この前資料で提示したフローを概念的には考えてございますが、この後、受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認

について、視聴者、国民の皆様におかれたそういう内容にすることが非常に大事なことでございますので、詳しい検討を進めて分かりやすいものにしていきたいと考えております。受信契約の関係でご対応いただいている消費生活センター様等にも適宜、今もさせていただいておりますが情報共有させていただいて、視聴者、国民の皆様が迷うことのないような対応をとりたいと思っております。

13ページ。増田構成員から「インターネットの特性を生かすことと放送の同一性を両立させることは難しいのではないか」とご指摘いただいております、インターネットの中で起きることについて、どのように適切に対応すべきかというご質問だと思います。こちらについて資料をつけさせていただきましたけれども、NHKとしては番組関連情報の基本原則であります、インターネットの特性に対応した届け方の工夫を次のように業務規程の方に書かせていただいております。特に、ご懸念のエコーチェンバーのようなことにつきましては、実は放送はそもそもそのようなことを避けるために広く情報提供することで、よりエコーチェンバーにならないように提供することが放送の役割だと思います。13ページ真ん中のところを書いておりますけれども、例えば新着情報・アクセスランキングが世の中にはありますが、このような自動的な編成・更新ではなくて、例えば放送と同一の編集方針・価値判断に基づいたニュース・オーダーをきちんと提示し、「ニュース7」などと書かせていただいておりますが、そのような形で、今日これが視聴者、国民の皆様の生活にとって大事であるということで価値判断をきちんとプロのメディアとして、それを提示して、なるべく多角性を保つ、或いは、我々自身もそうですが、なるべく見やすいもの、見たいものを見てしまいますけれども、我々の提供の仕方としましては、そうではなくて、放送でさせていただいているように多角的多様な視点を提供することをネット上でもさせていただくことで、できうるならば、増田構成員にご指摘いただいているような役割を、放送と同一の価値という形で提供したいと思っております。

14ページ。独禁法の市場評価のところ、先ほどもございました「利用意向が強いほど利用時間が長くなる」というお話でございます。実際に計測したところそのようになったということでありまして、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得することについて回帰分析したところ、実際増えるということになりました。最後に書きましたけれども、今回どのようにしてこのような示唆が得られたか、実際なぜ起きたのかは検証が必要ですが、欧州の公共放送が同種のサービスを同種の枠組みで検討

している際の調査等を見ますと、類似の調査結果が出ており、公共放送、民間のメディアと一定程度違うサービスを提供することによってそれ自体が呼び水となって、全体の関心をさらに高める効果があるのではないかと受け止めております。ここについては、サービス開始前でもありますし、今後実際にどうなるかについてはきちんと見ていきたいと思っております。

15ページ。「取得メディア数が少ないところにおいても悪影響が想定されないと結論づけたことの理由を説明してください」という増田構成員からのご質問でございます。すでに資料でお示ししておりますが、ニュース取得源が少ないとお感じ或いはお答えになっているエリアにおいて、NHKがサービスを始めた場合にもそれがさらに減ってしまうということになればよろしくないわけですが、その影響については一応今回提示させていただいた調査及びその結果においてはそういう割合が低いということでありましたので、現在のところ、明白に悪影響があるということにはなっていないということで、このように結論付けさせていただいております。もちろんサービス開始前で、一定の想定を置いての調査結果ですので、その調査の際の改善も含めて、今後しっかり見ていくことが大事なのは言うまでもございません。

16ページ。日本新聞協会メディア開発委員会からのご質問でございます。「基本原則で強調している通り、同一の内容で同一の価値をもたらすというのが原則であって、インターネットの視聴習慣や特性に対応して届け方を工夫すると説明しているが、解釈によっては同一の範囲を逸脱しかねない。現在、サービスイメージは不明瞭な部分が多いので、担保されているかどうか判断が厳しい」といただいております。資料・調査等で提示させていただいていることは現在検討中のなかの最大限をお示しさせていただいておりますけれども、次の点を着実に実行することでご指摘の件、基本原則を遵守していきたいと思っております。NHKとしては今回提出した業務規程に厳格に則って、番組関連情報として適切か否かを判断した上で実施していくことに加えて、この業務規程を決める前に行っておりましたNHKにおいて設置した番組関連情報競争評価分科会は、別段、この業務規程を作るためだけではなく、定期的に業務規程の進捗について、ご意見いただくことにしておりますので、もし何らかそうではないという動きがあったり、或いはそこについてお感じになるようなことがあれば、ご意見をいただいて、そこで評価して反映させるプロセスをNHK自身は取ろうと考えているところでございます。

2つ目。「競争評価のプロセスにおいては、公正な競争確保やメディアの多元性の評価

について、現時点での想定サービスでは問題があると言えないという説明があったが、分科会委員からもサービスが始まる前での競争評価は難しいという意見が出たということで、要はサービス開始前の調査結果、或いはPwCの調査結果をもって、新サービスの影響がないというエビデンスにはならない」というご指摘でございます。ご意見の通りでございます、具体的なサービス展開をしなければわかりませんので、サービスがもたらす影響を継続的に見定めて慎重に検証する必要があるというご指摘の通りと思いますので、先ほどお話しさせていただいた通り、番組関連情報競争評価分科会において定期的に見ていくことをしたいと考えてございます。

最後、「現在の誤受信防止措置ではフリーライドを助長しかねない」と、そして成原構成員のご発言を引かれまして、「改正放送法の趣旨に沿うように実効性のあるフリーライド措置を求めたい」ということでございます。この回答ではNHKがずっと言っていて、原理原則を書いておりますが、実際おっしゃる通りフリーライドを助長しかねない状態はよろしくありませんし、実効性のあるフリーライド抑止措置をすることは我々もしなければならないことであるということでございます。第2回ではここに書いてある通り、従来より申しております、サブスクリプションにならずフリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい適切な方法を模索していきたいという言い方をさせていただいているところでございます。

以上が第2回会合のメール審議に関わって、こちらからお答えさせていただいているところでして、17ページ以降、第2回会合後にいただいたご意見、質問等に対するご回答について引き続きお話をさせていただきます。18ページ・19ページ、構成員限りのページになってございます、その他のお聞きの方申し訳ございません。

質問だけ申しますと、「費用に関して、これまでも議論になってきましたが、分野別にどこまで切り分けられるのかは別として、取り組みを定点評価していくにあたっては、一つの着眼点になる。国会での予算承認の審議があると思うが、できる限り、サービスに関する具体的なコストを整理する形で資料を示してほしい」ということで、落合構成員よりお話をいただいております。一般に民間でセグメントを切る形で提示することは可能ですので、仮の算出を行い構成員の皆様には現在お手元にある通り開示させていただいております。いわゆるその1個ずつのジャンルのサービスのコストを、ネット経費とそれに関わるコンテンツ、放送番組にも関わる番組経費とそれが一定の配賦に関わってそのサービスコストになる形で、ここで①～⑥という各枠組みと国際放送について、

このような経費がかかりますということを提示させていただきました。多分通常、民放の方に伺ったことですが、NHKは収益性を見る会社ではございませんが、いわゆる民間で収支を見るセグメントとして考えるためにはこのような区分だと思いたいで、これを提示することでこのような規模だということをおそらく民間及びその商業的な活動からは比較できるものではないかということで、18ページに提示させていただいています。現在、右側19ページにございます業務規程におきましては90億円という数字を出させていただいておりますが、これについては、この右側に書いてありますけれど、番組関連情報の中の直課される部分と、インターネットサービス全体にかかっている共通経費の配賦を足したものがこの業務規程の90億になっています。また、番組関連情報の仕組み、インターネット関連の経費のイメージとしましては、現在は19ページ左側の通り、理解増進、同時・見逃しがあって共通費があるという話になっていましたが、今度は右側の方に移りまして、任意的配信、番組関連情報、同時・見逃しという形の積み方になり、その中の一部が繰り返しになりますが、業務規程でぬかれているということになります。それとはまた別に、今、18ページでご説明したようにいわゆるサービス単位で切ると、そこにはコンテンツの経費が、放送番組及びインターネット両方に乗っかると見るのが普通のセグメントでありますので、そのような形で今すべてお示しをさせていただいたところです。

20ページ。先ほどの民放連から我々の回答に対してもう一度ご質問いただいた件ですが、「1. 外部プラットフォームは原則として利用しないこと」につきまして、大災害等では使うことがあるという「等」とは何であるか、或いは「試行的受信措置」の形態がわからない、或いはその試行的な名目の下で例外が拡大してはならないということで丁寧な説明が必要だということで、おっしゃる通りだと思います。原則として、大災害のことを想定しております。「等」につきましては、定義の通り、公衆の生命または身体の安全の確保のために特に必要なものが発生した際は使い得るだろうということを思っているものでありまして、大災害以外のことを現時点で特定の何かとして想定するものはございません。試行的配信については、上記の際に用いることがあり得ると考えてございます。どのようにやるかわからないという点はおっしゃる通りでございますが、今技術的に難しいこともあってどういう形の制限をするか検討中であり、なるべく早くお示しするようにしたいと考えてございます。そして、例外の拡大があってはならないのはその通りでございます。今申し上げた通り試行的配信の目的は厳格に限定して、周知

広報に用いる際には、必要的配信の放送番組の視聴・閲覧等を目的とすることが大前提で、単体で内容を提供するようなものではないということを厳守して参ります。

21ページ。同じく民放連から「3. 過大な経費は計上しないこと」の回答につきまして、「メディアの多元性と公正な競争の確保に支障を及ぼす過大な費用は計上しないと言い切っていただくことが肝要です」といただいております。おっしゃる通りでございまして、NHKは現在の経営計画に掲げている通り、信頼できる多元性の確保への貢献を目指しています。ご指摘のように、メディアの多元性と公正な競争の確保に支障を及ぼす過大な費用を計上することはありません。21ページは、構成員限りの取り扱いとなっております。このページ下にインターネット関連経費のイメージが置いてございます。構成員限りの扱いで、今比較可能な形式で2024年度予算におけるインターネット関連経費をそのまま比較した場合で、2025年10月に改正放送法が施行されて半分ずつ混ざるという年があって、2026年度以降、図で示させていただいておりますが、単純に規模だけで言えば、必須業務化のために必要なイニシャルコストがございまして、それだけを除きますと、従来のコストを大幅に上回るものとはなっていないことはご理解いただけるかと思っております。

22ページ。民放連から「フリーライド防止について「実効性のある措置を講じる」と明記することを求めます」とあります。ここで先ほど、第2回では適切な方法を模索するという書き方をいたしました。ご指摘の通り、実効性ある措置を講じることが大事でございまして、以下のような回答としたいと思います。誤受信防止措置の具体化にあたっては、フリーライドにならない受信料制度としてふさわしい実効性のある方法を講じるべく検討を進めて参ります。それをなるべく早く、視聴者、国民の皆様にお示しできるようにしたいとお答え直しをしたいと思っております。

最後、大型スポーツ大会番組関連情報についてですけれども、「「例外中の例外」との原理原則を明記するように求めます」ということで、オリンピック・パラリンピックのお話でございまして、ご指摘の通り、原理原則であるということで、まさにそれを定める業務規程に従うという言い方をいたしました。「大型スポーツ大会番組関連情報」は、オリンピック・パラリンピックに限定するものと考えており、ここで明言させていただきたいと思っております。

23ページ。成原構成員からのご質問でございまして、「サブスクリプションにならず、フリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい適切な方法を模索していきたい

ということについてどのような方法を考えているのか。或いは、ここに書かれておりますがこの視聴者、国民の皆様に誤解が生じないようにするための具体的な取り組みについて。また、フリーライドを防止する手段としての一定のインセンティブの考え方」についてご質問を賜ってございます。放送ではこれまで、テレビ等受信機を設置して番組をご覧いただける環境を整えた方に受信契約をお願いしていきまして、受信料制度の主旨を踏まえれば、インターネットサービスについても今回の放送法改正がそうですけど、同じような形で利用いただける環境を整えた方に対して受信契約をお願いしていくものだと考えてございます。特定必要的配信の受信の開始にあたってはこれを適切に実施して、まずは受信の開始を行っていただいて、その上で開始いただいている人にアカウント登録、契約確認していただいて、契約が確認できない場合には、契約勧奨をするというアプローチを考えています。次のページに前回の資料をつけております。誤受信防止措置の前段階で、必ず契約しないとここから先は進めませんとしてしまいますとサブスクリプションですのでそうではなくて、受信を開始した後、ご理解いただいて払っていただく、そこでフリーライドを抑止する形をとるのが、基本的な受信料制度と考えてございますので、先ほどもご説明させていただきましたが、これをどう進めるかは、現在技術的な確認も併せて検討しているところでございます。フリーライドを抑止して、公平負担を図るためにどういう適切なお案内をして、わかっていただくか、構成員にご指摘いただいているナッジなどの知見もございますので、これも踏まえて検討していきたいと思ってございます。インセンティブについて、一般のサービスですとそのようなインセンティブを考えたくなる、特定の利用可能な機能を追加する云々は考えやすいことでありますが、基本的にはコンテンツに差をつけることなく、機能面でインセンティブを設けうるような形にして、きちんと受信料制度との整合性をつけたいと思ってございます。

24ページ。増田構成員から「アンケートについて「受信契約を確認する」という説明があったということですが、インターネットでは「受信契約」という言葉だけでは果たしてアンケートの回答者が有料と理解したか疑問が残る」でございまして。ご意見ありがとうございます。契約・支払、契約者増の双方の観点を見ていくことが非常に重要でありましてご指摘を踏まえて、どういう説明方法がいいのか、インターネットをもっぱらに使ってらっしゃる方に受信料の制度というのはどう映るのかを考えて対応することは非常に重要でございまして、その検討をきちんとして対応して参りたいと思います。

次にいただいているのは、「外部プラットフォーム、SNSの特徴についてそれぞれ利用者層等を併せてよく理解して使った方がよい」というご指摘と思います。おっしゃる通り利用者層の違いもありますし、属性に合わせた様々な周知広報ができる手段ではありますので、適切に的確に行えるように検討して参りたいと思います。

次は応援いただいていることだと思います、「インターネット配信をすることも踏まえた番組作り、国内どこにいても同じ情報を得ることができるよう尽力いただきたい」ということで、NHKとしては、放送と同じ情報内容、価値をネットで特性に合った形で提供して参りたいと思っています。

25ページ。落合構成員から「NHKにおいて競争評価を実施したのはどのような業務内容か、その範囲を的確に把握しないときちんとNHK自身で競争評価が行われたか検証が難しいのではないか」ということで、より踏み込んだ整理をお示ししないときちんと検証を行うための前提にならないのではないか」とご指摘をいただいております。前回、今回もお伝えしている通り、現行サービスがこのまま新サービスに移りますというのはそもそも今回の法の建て付けとは合っておりませんので、こうなっただけ名前が変わるのだとか提供の考え方が同じだと思われることは、間違いだと思いますので、そのような比較はしていないところでございます。ただ、構成員ご指摘のように、提供されるサービスがどのような位置付けになっているかをきちんと提示して、それをNHK自身がどのように競争評価してきたことを提示しないと、自分で競争評価をしてきたことにならないのではないかということは、その通りでございますので、25ページ下、現行の2号受信料財源業務に相当する業務は、法改正後については、必要的配信、任意的配信、附帯業務に分かれるところでございますので、それを細かく、正確に書かせていただいたのがこの下の図でございます。すべては申し上げませんが、1つ目のところで同時・見逃しのいわゆる必要的配信で、赤字はいわゆる番組関連情報です。ニュースの報道サイトでございますが、今回放送と同一の話をやっていくということで、先ほど申し上げましたように、例えば基幹ニュースと同一オーダーのニュースをインターネットで提示するなどして、インターネットならではの特性を使って、でもNHKの放送と同じものを届けるという形を実現していきたいと申し上げます。教育につきましては、教育番組サービスサイトは、定義上はこの番組関連情報に加えて、見逃し必要的配信、1週間超の任意的配信を組み合わせ、人気順によるような表示ではなく、学習指導要領等に沿った学習がしやすい形で提供することで、NHKの番組と同じ価値をこういう形で届

けたいと整理してございます。このような形で各サイトで提供される各ジャンルの方で
お示したところは、このような形のサービスになっていくと整理し、今このように進め
させていただきました。これをベースに各調査を行っていますし、この形になるように、
NHK内でのオーソライズも進めてきたところでございます。

26ページ、今のものにも関係しますが、落合構成員より、「業務規程ではスポーツなど
を除いて主に4つの分野を記載していますが、この4つの分野について、どのように市
場を考えて、その影響を見てきたのか或いはそれは全国、ローカルからどのように見て
きたのか。その時に、相手になるようなサービスというのはどのような範囲で考えてき
たのかについて、容易に理解できるようにご提示を」といただいています。各分野につ
いては、それぞれ以下のように想定しましたことは27ページに、報道・災害、医療・健
康、福祉、教育で調査に用いたときの選択肢を書いてございます。これはNHKの方で「イ
ンターネット活用業務審査・評価委員会」という現在も持っている委員会の下でネット
サービスのマーケティング会社のデータを使いまして、利用者から見てどのような範囲
が選択肢に入るか、メディアの相手が必ずメディアということではなく、そうではない
選択肢が並んでおりますが、そのような類似にセグメントされてふさわしいであろうと
いうものが市場のデータにございますので、そのデータに基づき、現時点でそのサービ
スについて競合し得るのではないかと、評価をしたところでございます。落合構成員ご
案内のように「市場画定」は幾らでもできるといいますか様々重畳できるものでありま
すが、実際に世の中にマーケットデータとして出ていることはその事実一つをとって、
ライバル関係にあるものであらうと思いますので現時点の入手可能データから考える
場合にはこれが想定する、可能性のある競合相手と思っていいだろうということでこれ
を使ってございます。なお、報道・災害分野の以外については現時点、手に入るマーケ
ットデータにおいては、地域別にももちろん市場が成立するとは思いますが、地域
で区分されているデータはございませんので、とりあえずはこのような形で全体で見て
ございます。このようなデータを用いて評価をすることについては、NHK内の競争評価プ
ロセスで経済法、経済学の専門家も入って見ていただいたところ、このサービス開始前
の方法論としては妥当ではないかと評価をいただいているところでございます。ただも
ちろん、実際のサービス提供、市場の変化のあるところでございますので、引き続きど
のようなサービスの評価をしたらいいかといったこの調査自体の改善も含めて、しっか
り見ていきたいと思ってございます。

28ページ、落合構成員から「業務規程の報道・防災について、「ニュース事象に関する様々な番組等やスポーツジャンル」とあり、広範囲の番組まで含むようにも見えます」ということでジャンルの範囲についてのお尋ねだと思います。こちらは業務規程の関連資料にお付けしましたが、番組関連情報を決める時は完全に放送番組の編集方針と対をなすようにしております。NHKが、テレビであれば総合、Eテレ、衛星で放送しているところについて、放送番組のジャンルを整理してその範囲において、編集方針を決めてございます。それと全く同じ区分を使って、この区分はくくっておりますので、「放送と同一の情報内容」「同一の価値」と申し上げているところですので、この区分けは完全に放送のジャンルの区分け、放送番組・ニュースの区分けと同じであり、報道的な要素があるとこちらに入れるというような話ではなくて、スポーツジャンルがそもそも「報道・防災」に入っていますので、調査についてはそれが入ったものでサービスが作られていますということ提示しているところでございます。その業務の幅、絶対量については先ほど構成員限りでお伝えしました通り、セグメントで見るとあの金額の中に入ることになっていて、それによって範囲が決まると、NHKとしての表現の選択肢を確保している状態で競争を見ながら範囲が決まるという形になっているものと承知してございます。

28ページ下、同じく教育についても、表現としては、ご指摘のように「様々な範囲が入りそうで、無制限に拡大しうる可能性があるように読める」とお書きでございます。その時に内容的に繋がりのある他の放送番組、必要的配信云々という書き方をしておりますので、これについてどういうふうに広がっていくのかわからないではないか、というご指摘だと思います。こちらについても同じく放送番組の編集方針と対をなす形で行っておりますので、ここで教育というのは教育ジャンルに入っている番組のことを指しています。ただ、サービスの実際のサイトを作るときには、先ほど落合構成員からご指摘がありご提示した各サイトにあるように、必要的配信である例えば見逃しと番組関連情報と、周知広報の一部がくっついて、初めてサイトは構成されます。これまでご指摘いただいたことも踏まえて、業務規程の中には、そういう組み合わせられたサービスのことについてはみ出して、そこまで書くようにという規定になってございますので、そこについて、番組関連情報だけを書くのではなく、こういう形で提供されるということを書かせていただいています。ルールはそれぞれ守らねばなりませんので、番組関連情報以外で出てくる周知広報で何かを使っているとすれば、それは先ほど申し上げている通

り、周知広報であればこの周知広報のための目的のものを関連するものとして、そのサイトと一緒にくっつけてあるというだけのことを指して、原則はそれぞれ必要的配信、番組関連情報、周知広報をきちんと守るということに変わりはありません。

29ページ。「8ページの表には個別番組ページ、ユニバーサルサービスの項目も記載されています」ということで、ここの番組関連情報はどのようなものかと書かれているものでございます。「いずれも①から⑥に該当するものでしょうか」と、要はご指摘いただいているように、ここ自体がいわゆる穴になっていて、広がるようなものではないかというものでございますが、①から⑥に含めて、このような番組関連情報があれば一緒に提示するものですが、提示するものはこの29ページ下を書いてある通りでございます。個別番組に付随している番組名や放送時間、出演者、各番組での情報内容についての、基本的な情報のみを指しています。ユニバーサルサービスについては、この視覚・聴覚障害者向け等のことを指しているものであって、これだけに限定しているものでございまして番組自体の基本的内容が理解できる、別のコンテンツを別の箇所で提供するようなことを考えているものをここで書いているものではございません。

30ページ。「競争評価プロセスについてどのような形で手順を正確におってきたのかということをごきちんと申し述べよ」というご質問だと思います。一番下にありますように実際の業務の開始まで時間があって検討項目がある中できちんと適合していると考えたのはどうしてだ、というご質問だと思います。回答としましては、業務規程全体がそのような書き方になってございますが、NHK総体のガバナンスといたしましては、執行部が持っている法的な番組審議会とか、或いは専門的な第三者機関、新聞協会、民放連も入っていただいた機関を活用して、法に適合する手続きをこうしたらいいのではないかと検討して各々で妥当な水準の評価を行ってそのプロセス全体を踏まえて、編集を預かる執行部で業務規程を作成して、経営委員会はその進め方で良いかという妥当性を見るという方針といたしました。まず、次のページに資料のある通り業務規程が適合すべき3つの要件に適合するプロセスを構築するということで、要件①②については、先ほど申しましたように放送番組の編成計画・投資計画と整合させるということで放送番組と一緒に決めると、「放送番組の編集上必要な資料で構成されるもの」ということを初めから、決めるプロセスから適用させることにいたしました。そのため、この番組関連情報の方針について、新規に放送番組審議会に諮問を行って答申を得ることで、クオリティの方で質の保障を定性的に行う形で進めることで、法定機関による「原案を可とする」

という答申が、妥当性ある根拠としているところでございます。要件③の競争については、有識者・メディア関係者から成る競争評価分科会を行って意見聴取を行いました。その際、すでにご提示している考え得るサービスについてアンケートを行い、独禁法事案等、市場の評価に行われる、評価で使われる経済コンサルティング会社にも分析をお願いし、この時点でサービス前という制限下においてはありますが、問題があるとは言えないという意見を得てございます。これらの意見を踏まえ、「妥当」であると判断して執行部でこの業務規程案を取りまとめて、経営委員会において審議していただいた形になります。経営委員会ではこの業務規程の記載内容が法に適合しているかという話とともに、問題があれば検知・改善できる仕組みを構築していること、市場調査と専門家・関係者の意見聴取を行っていて、一定の客観性と信頼性が担保された判断プロセスであることなどを評価するという妥当性検証を経て、最終的に議決して提出をしたということとでございます。アンケートについて現時点、或いはそこで考えたという言い方を繰り返してございますけれど、下にございますように一応、通常サービスを評価していただく時に必要なものについては、それなりにお示しをしているというところだと思ってございます。もちろん現時点での限界の中で行われたものでありますが、コンセプトは示せていると思いますので、結果として競争上の問題の萌芽も観測されていないということです。現時点そこには問題が生じていないだろうということと、何より、問題があれば検知・改善する仕組みは先ほどからお示ししているように常に持つと考えてございますので、それをもって公正な競争の確保に適合する状態にあるだろうと考えている次第でございます。

最後に、飯塚構成員から「メディア多元性のことにつきまして、補完するアプローチもあるのではないか」ということで、ご意見ありがとうございます。NHKとしては経営計画でも示してございますが、例えばオリジネーター・プロフィールなど、新聞社や民放も参加するような、健全性・公益性を高める取り組みにも参加してございます。このようなことについては積極的に続けていきたいと思っております。

(3) 意見交換

①日本放送協会からのプレゼンテーションについての意見交換

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 堀構成員代理】

誤受信防止措置はサブスクリプションにならず、フリーライドにもならないとNHKが

ら複数回説明がありましたが、違和感があります。受信料制度のもとで展開する以上、サブスクリプションサービスではないとの説明は理解しますが、フリーライド防止は次元が違う問題ではないかと思います。前回の検証会議では、成原構成員からも、放送法は受信契約を義務づけているため、強めの誘導があってもいいのではないかと、とのご発言がありました。フリーライドを是認して拡大してきた、理解増進情報の反省のもとで番組関連情報という新たな制度ができた経緯を踏まえると、誤受信防止措置においては、フリーライドを防ぐ実効的な措置こそが重要だと考えます。

外部プラットフォームについて、周知広報で展開する場合、必要的配信と明確に差をつける必要があると資料３－２の４ページに記載があります。20ページには、試行的配信では例外の拡大がないと説明もあり、少しずつ明らかになってきた部分もあります。しかし、前回の会合で当委員会の斎藤委員長から質問した、どのような場合にどういったプラットフォームを使い、どんなコンテンツを配信するのかについてはいまだ明確にお答えいただけていない部分があります。改めて具体的に説明いただければと思います。

５ページには、従来のコストを大幅に上回ることは想定していないとの説明があり、構成員限りの取り扱いで2024年度の実施費用と比較可能な形式でお示しいただきました。必要的配信と任意的配信が分かれるなど全体像が複雑になっている中で、予算に関する全体像が見えにくくなっていると感じています。今後も引き続き予算に関する丁寧な説明を求めています。

NHKの競争評価に関する調査はサービス開始前のものであって、実際にどのような影響をもたらすかわからない部分もあります。資料３－２の７ページの飯塚構成員の質問にもあるように、ローカルへの影響をどう見ていくかといった論点もあります。そうした観点からも検証できるよう、NHKには引き続き適切な調査の実施を求めます。

【落合構成員】

今回説明を追加していただくことで大分わかってきたところも出てきているとおっております。一方で、実際のサービス開始まで１年とは言いませんが相当程度期間があるタイミングでもあるので、おそらく多く検討中のところもまた、現実問題としてはあるのではないかと思います。現実的には一定の制約がある中で、ご回答いただいた内容だとは思いますが、それによって理解できるところは一定程度あったと思っております。

３点ほど伺います。１点目が誤受信防止措置の関係です。誤受信防止措置につい

ては、今回のご説明の中で追加して補足いただいたところもございましたが、前回もこういう形で具体的に画面遷移や、間違いが生じないような形、これは契約締結義務が発生してしまうことについては国民ももしかするとご心配になられるかもしれないところもございます。一方で、仮にその誤受信防止措置にもかかわらず、契約締結義務が発生し、その後どういう形で撤回の余地があるのかどうかも、おそらく興味関心のところになるのではないかと思います。実際どういう状況でサービスに入ってくるのか、離脱するのか、申し上げました通り、もちろんご説明できる範囲とできない範囲が時間的なタイミングもあってあるとは思いますが、可能な範囲で補足していただければと思っています。

第2点目、この特にローカルに関する部分の評価をどう行っていくかは、重要な論点ではないかと思っています。もちろん国全体のということもございますが、私の方も放送制度の検討会の親会に参加している中で、やはり特に民放ローカル局が業務を続けていける環境をつくれることは極めて大事ではないかと思っています。そういった中で先ほどご説明いただいた中で、やはりどうしても全国単位に比べるとローカルの情報を評価していくのは、なかなか既存の指標がなく難しいところもあると思っています。こういった中で、こういった内容を評価するための情報として、どういうローカルの情報を収集していくご予定か、また今後さらに検討されるところもあるとは思いますが、今の時点でご説明いただけたところがあればお願いしたいと思っています。

第3点目、データに関するところですが、今回のご説明というのはあくまで計画の段階でのご説明であったと思っています。一方で、今後検証自体はどういう形で行っていくかを想定すると、実際のサービス実施後になるのだろーと思っていますけれど、この状況を継続的に評価していくプロセスがあろうかと思っています。その中でNHKの必須業務の開始は一つの大きな行動変容になる可能性もあるとは思いますが、もちろんそうではない可能性もあるとは思いますが。開始の直前の時点から、どういう形で変わってきたのかを、実際には定点観測を続けていただくことが重要ではないかと思っています。この点こういったところを測っていきたい、データを取っていくことをお考えになられているか教えていただければと思いました。

【飯塚構成員】

簡単な質問で恐縮なのですが、二つあります。

1つ目、番組関連情報の配信業務の実施にかかる費用の規模で、業務規程には90億円と記されています。他方で、先ほどもご回答にもありましたが、大型スポーツ大会は、オリパラのみとご回答されており、オリパラの開催は2年に1度ですので、残りの1年間は90億円よりも少ない額が見積もられるという理解でよろしいでしょうか。

2つ目、業務規程の中では記載がない、もしくは含まれているのかもしれないのですが、解約手続きについては現行の解約手続きと同じなのか、あるいはオンラインですべて完結できる解約手続きとなるのか、どのような対応をされる予定かを教えていただければと思いました。利用者の立場からしますと解約手続きを分かりやすく説明するとともに、煩雑な手続きを避けることも重要ではないかと感じております。また、解約した後のアカウントの登録情報ですとか、視聴データの扱いについて、これらを破棄するのか、どのように対処する予定であるか、もし現状お考えあれば教えてください。

【日本放送協会 市川専任局長】

まず新聞協会メディア開発委員会の堀構成員代理のご質問でございます。誤受信防止措置については、フリーライドとサブスクリプションの話は位相が違うというご指摘の通りで、第2回での回答と、その後の回答は変えているつもりなのですが、ご指摘のように実効性あるフリーライドの抑止措置をやらなければならないのはその通りでございます。その話とサブスクリプションの話は別でございます。ただ全体としてNHKの、あるいは受信料制度をきちんと守っていくということで、ご指摘の通り誤受信防止措置においてはフリーライドを実効的にどう抑止するかということが大事だということとはご指摘の通りだと思います。

外部プラットフォームに関しましては、限定性については、先ほど民放連のお話にもあり、基本で考えていることは大災害等で起き得ることについて対応し得るということ以上に現在限定はできてございません。それ以外についてはPR、周知広報と申し上げていることを越えてございませんが、そのルールについて厳格に守っていくことだと考えてございます。

次に予算のことでございます。一応今回セグメントで示すことと、これまでのインターネットの関連経費と比較して示すことで、一応ご理解を賜ったと思いますが、おっしゃる通り、NHKの予算は常にアカウンタブルでなければならないということはその通りでございますので、今後NHKの予算を提出しますが、その中でどのような説明資料で

ちんこのようなインターネットについて開示していくかは、常に必要なことでございますので、なるべく検証可能なようにお見せしていくことにしたいと思っております。

4つ目、ローカルの調査について、今回3000という少くない調査をしてございますが、この先一定のエリアについて例えば数を増やして行うとか、このエリアについてこういう特徴があるのでそこを見ってみるという形で、ローカルについて一定程度見ていく資格を得ること自体はしなければならないと思っております、ぜひとも新聞協会、民放連も、それぞれの各地のどういうところの特徴をどう捉えるときちゃんと公正な競争が確保されているか、ぜひご意見賜りながら調査を進められればと思っております。以上が日本新聞協会メディア開発委員会の堀構成員代理へのお答えでございます。

続いて落合構成員のお話でございます。誤受信防止措置について様々な報道もありますけれども間違いがないようにしたい、とご心配いただいているのは事実でございます、技術的に様々な方法がございます。その中できちんと間違いのない形で広報もしていき、ご理解賜って進めていきたいということにとどめさせていただければと思います。現状ではまだ検討中ということでご容赦いただければと思います。

2つ目、ローカルの評価については先ほどの堀構成員代理のお話と一緒に、一定数増やしてみたり、その観点を増やすことで、きちんとローカルについては継続的に分析していきたい、と思っております。

3つ目、計画段階で今調査したということはその通りでございます、いわゆる調査でいうと来年10月をもって前後分析が可能になりますので、前後でどのような変化があったかについては、ご指摘のようにきちんと捉えて変化を見て、それがどのような状況であったかをご報告できる形にしたいと思っております。

飯塚構成員から、費用規模の90億のお話がありました。その時に他が変わらなければ、そこが増えて減ってということが、ジャパンコンソーシアム等の仕組みが続いていればそのような形になるだろうと想定されます、ということがお答えになります。

2つ目の解約について、その方がオンラインのみで新規に入られて、オンラインのみで離れる時にはいろいろ手続きが考えられますが、現状、世帯で契約をいただくということでございますので、その世帯において契約をしなければならないという状況がなくなっただけを見させていただかないといけないというのは、やむを得ないところでございまして、手段として、もし本来契約しなくていい状態ができているのであれば、それなるべくスムーズに行える方法をしたいと思っておりますが、単純にすべてオンライ

ンで済むかという、現在のテレビを持つかどうかということが受信料制度ではございますので、その確認は今のところは残るのではないかと考えてございます。

【成原構成員】

1点質問をさせていただきたいと思います。

NHKの資料3-2で、第2回の書面会議後に私がさせていただいた質問に対して回答いただいているところです。ご回答いただいたことによって、誤受信防止措置から利用者が受信を開始して契約締結に至るまでのフローをよく理解できました。これまで私が第1回および第2回の会議の際に質問させていただいたことは、主に受信開始後にどのように契約締結に向けてナッジ或いは誘導していくかという観点から質問を差し上げたのですけれども、今日はその受信を開始する前の段階についてお伺いしたいと思います。この受信開始前の段階が本来の意味での誤受信防止措置のあり方が特に問題となる段階ということができるかと思うのですけれども、この段階の誤受信防止措置について具体的にどのような措置を考えていらっしゃるかお尋ねしたいと思います。具体的なイメージは資料にもイメージ図が描かれているかと思うのですけれども、要は受信を開始する前に特定必要的配信のサービスの趣旨について説明をした上で、ユーザーに確認、同意をしてもらう流れを念頭に置かれているのかと思います。最近一部のネットメディアからはNHKのこのような措置がダークパターンになっているのではないかと批判する記事も出ていたりするところです。こうした批判が妥当かどうかともかく、公共放送であるNHKにはダークパターンを使っているのではないかとこの疑念を招かないよう、慎重な配慮が求められるのではないかと思います。そこでお尋ねしたいのですけれども、こういった疑念を招かないためには、やはり視聴者、利用者の立場から見て、期待を裏切られたという思いを抱かせないことがやはり大事になってくると思います。要は、サービスを利用する前は無料で使えるかのように見えていたにもかかわらず、実際に使ってみたら受信契約を締結して受信料払わないといけなかった。そのような期待を裏切られたかのような印象を抱かせないというのがやはり大事になってくるのではないかと思います。既にNHKが想定されている視聴者、利用者への説明でも、受信契約が必要になるといったことは書かれていると思うのですけれども、よりわかりやすい形でその趣旨を説明することが期待されるのではないかと思います。このあたりについてお考えをお伺いできれば幸いです。

【日本放送協会 市川専任局長】

ほぼご指摘の通りでございまして、NHKはもともと、今の制度もテレビもそうですけれども、受信料制度の理解をいただいておりますことによって成り立っていることはインターネットになっても変わらないこととでございます。構成員がおっしゃったように期待を裏切らないように、こういう話にNHKはなっていると思っていたということを裏切ることはまさに信頼を損ねることとでございます。それは先ほど増田構成員からもありましたが、インターネットで主に接している方々から見てのNHKはどのような自画像で、それはどういう説明或いはどういうアプローチをしないと分かりにくいことにならないということについて、我々が今まで通りの対応ではいけないことはその通りでございますので、それをどのように反映していくのか見せてくださいというご質問をいただいております。なかなか今ご提示できていない状態で申し訳ないのですけども、そこを踏まえてぜひ対応して参りたいと思います。そうしなければ、NHKを支えていただく受信料制度としては意味がないことですので、きちんと対応していきたいと思っております。

【(一社) 日本民間放送連盟 堀木構成員】

来年10月からNHKが必須業務として行うサービスがまだよくわからないところがあるので、業務規程も調査も限界があると感じております。やはりメディアの多元性の確保と公正競争の確保に、新たにNHKが始めるサービスが支障を及ぼさないかが一番の眼目だと思っております。そのためには、この番組関連情報の業務規程が、こうして何度も質問した原理原則に合っているかどうかをしっかりと確認することが肝要だと思っております。そのため第1回で民放連は業務規程から明確に読み取れなかったことを質問し、第2回においてNHKから文書で回答があり、それに対して追加の質問を出しました。業務規程を修正するかはともかくとして、よくわからない原理原則についてはこの検証会議の中でNHKから明確に言い切ってもらうことが大事だと思い、同じことを何度も質問して、徐々に明らかになってきたと思っております。

NHKの回答では、第2回後の質問では4点お答えいただきました。1点目、外部プラットフォームを原則として利用しない。2点目、メディアの多元性と公正な競争の確保に支障を及ぼす過大な費用は計上しない。3点目、誤受信防止措置は、特にフリーライド防止について実効性のある措置を講じることを明言されました。大型スポーツ大会番組

関連情報は、オリンピック・パラリンピックに限定することをそれぞれ明確にしていただいたと思います。第1回の会合後でも、オリジナルコンテンツを配信しないという非常に重要なお答えをいただき、業務規程を補完するものだと考えています。今後検証が続くのですが、その際にはこれらが業務規程を補完するものとしてしっかり参照されなければいけないと思っており、検証会議の成果として大変重要であると考えています。

【宍戸議長】

今、民放連からおっしゃっていただいたことは、私も事柄の性質上当然であるだろうと思っております。この点一応念のため、今後の本会議としての議論に関わりますので、本日の会議では、参考資料1で民放連から追加意見でいただき、そしてそれについてNHKから資料3-2または口頭でのご説明含めて、今の4点について明確にお立場を表明されたものと私自身も受けとめておりますが、業務規程の中身としてNHKとして今のような理解で、この4点について間違いはないということによろしいでしょうか。

【日本放送協会 市川専任局長】

はい。その通りです。結構でございます。

【宍戸議長】

この点は公開の場で議事録でも残ることでもございますので、このことを前提に本会議としても競争評価を行うと同時に、以後のNHKにおけるサービス開始後の競争評価が行われるにあたって、注意すべき点としてポイントになることは、この場で私としても確認をさせていただいたつもりでおります。民放連として、今のような取り扱いでよろしいでしょうか。

【(一社)日本民間放送連盟 堀木構成員】

結構でございます。ありがとうございます。

②日本放送協会の業務規程の内容の放送法第20条の4第2項第3号への適合の評価

【宋戸議長】

「2 議事（3）意見交換」の後半に移らせていただきます。第1回、第2回、また第3回のここまでのご議論を踏まえ、私といたしましては、日本放送協会からご提出いただいた業務規程の内容、その内容の理解については、ここまでの議論において明確になってきた部分と、前提とすべき事柄が大分明らかになってきていると思いますが、改めてその業務規程の内容につきまして、放送法第20条の4第2項第3号の規定にあります、いわゆる公正な競争の確保の観点から、皆様のご意見をお伺いします。

【飯塚構成員】

これまでの質疑応答を踏まえ、今回届け出されたNHKの業務規程につきましては、一定の制約のもとで策定されたものではありませんけれども、おおむね放送法の規定に適合していると考えます。しかし、今後市場環境の変化や視聴動向の変化など、様々な外部要因をきっかけとして、必須業務の中身の見直しが必要になってくるのではないかと推測をいたします。今回議論されている番組関連情報配信サービスの内容やその費用の規模はNHKの必須業務全体の見直しの中で決まっていくものであると推測をいたしますけれども、インターネット配信は拡大する傾向にあると見られますし、従って、必要的配信の比率も高まっていくのではないかと推測されます。

実際イギリスのBBCではローカルのラジオ放送サービスを縮小して、デジタルのローカルのニュースの提供を拡大してきた経緯があり、これに対しては商業地方紙の存続を脅かすとして、業界団体のニュースメディア協会がBBCに見直しを迫ったという経緯があったかと承知をしております。BBCとしても限られた予算の中でどのサービスを優先的に提供していくのか、総合的に検討した結果として、従来型の放送サービスを縮小して配信業務を拡大する結論に至ったのではないかと推測をしています。そのためイギリスではローカルメディアの見直しに関する最新の報告書が先月末に発表されております。BBCによるオンラインローカルニュースの増加が、地域によってはローカルメディアへ影響を及ぼす可能性があるかもしれないと記されており、さらなる慎重な検討が必要であると指摘されています。また同時にこのような状況に対処するために、ローカルニュースの供給体制について、BBCとニュースメディア協会が協力する重要性が指摘されています。例えばローカルメディアが報道していないような公共セクターに関わるニュースはBBCが受け持つことや、報道対象とするローカルの公的機関の範囲の拡大、ロー

カル記者の数の拡大などが提案されているようです。このようなイギリスの事例は日本においても参考になるかもしれません。資料３－２のNHKの回答におきまして、すでにオリジネーター・プロファイルにおいては新聞社と民放と一緒に取り組んでいるとご説明がありましたけれども、こうした協力関係をローカルニュースの供給体制についても構築できると、ローカルメディアの多元性確保に資することができるのではないかと思います。

【落合構成員】

まず、今回の検証会議の趣旨からです。今回の検証会議の趣旨は先ほども民放連の堀木構成員もおっしゃられていましたが、NHKのインターネット配信必須業務化にあたって、やはり二元体制の堅持が重要であるという点にあります。さらに言えば、新聞等も含めたメディアの関係も含めて、適切な競争評価を行うこともあります。その意味とするところは、市場における評価、またマスメディアの質という２点について適切な競争環境を維持した形で、NHKのインターネット配信業務を行っていくという目的のために議論していたと思っております。その意味では、今回のNHKに議論をお願いしたいいろいろな項目は、あくまで競争、メディアの質の環境を測るためにお伺いしていました。前提がどこにあるのかは重要で、前提が異なってしまいますと、当然ながらその評価の結果は異なってしまうところがありますので、業務規程に特に書いていただいた内容を中心に、NHKにおいて、今の時点でどのようなことを計画されているのかを明らかにすることによって、前提としてどういう業務を念頭に事前の段階では計画審査を行ったのか、事後においては、それがどのように現実の社会において市場行動等に影響を与え、どういう変化が生じたのかを適切に対比できるようにしていくために前提を明らかにしようとする取り組みであったと思っております。その意味では一つ申し上げたい点として、やはりこれ自体はNHKやその他のメディアも含めて、何を放送して良い、悪い、ということは一切触れるような類のものではないと思っております。NHKも民放も当然ながら自律的、自主的な編集権限があり、それに関しては一切言及するものではなく、あくまで今回議論されていたのは、NHKの競争評価における前提事実を明らかにするための議論であったことを明確に述べておきたいと思えます。これは、今回の議論が何か心配になるようなことをもたらすものではないことを明確にしたい、この機会に述べておくことが必要ではないかと思っております。

その上でNHKの業務規程の内容については、本日のご説明も含めてかなり明らかになってきた部分がありました。一方で新聞協会、民放連もご指摘されるように、まだわからないところもあるように思っております。しかしながら、今の計画時点においてはやむを得ない部分もあると思っております。今後、計画を詰めていかれる中で、当然ながらNHKにおいてはそれを具体化されていき、その上で業務を開始されていくと思っております。実際に業務開始前に検証会議が開催されるのかどうかはわかりませんが、少なくとも業務開始後に検証会議はあるのだらうと思っております。その時に何をどういう形で、事前の段階では議論の前提になっていたかを明らかにして、事後に評価をする意味でも、今後業務規程で書かれている内容をどのように具体化されていったのかは重要です。ぜひ総務省においても今後明確にどういう形でNHKが準備していったのかはしっかりウォッチしていただければと思いますし、今後の事後的な検証会議においてもご報告いただける取り組みを進めていただきたいと思っております。それを前提に今の時点においてはできる範囲での業務規程の特定をしていただいていると思いますし、NHKが行われたプロセスにも大きな疑義が提起されるものでもなく、法に適合しないと言うものではないのだらうと思っております。

一方で、今後の取り組みとして、若干重要と思われる点を改めて申し上げておきたいと思えます。先ほどNHKにも直接ご質問させていただきましたが、やはりデータの収集はNHKにて適切に実施していただきたいと思っております。データの収集は実施していただけるということでありましたが、特に業務の開始前、開始後、この時点での情報の変化は、そのタイミングでなければ取れないように思います。また実際には、インターネット配信業務が行われたことによる最大の変化をとらえる部分になろうかと思いますので、ぜひ開始前のタイミングから開始後の定点観測を念頭に入れてデータを整理しておいていただくように、NHKには取り組みをしていただきたいと思っております。

もう1点、契約締結義務の発生のタイミングについては、先ほど成原構成員もダークパターンという疑念を与えないようにと指摘もございましたが、やはり誤契約の防止措置は適切に整備することが大事だろうと思っております。これは消費者保護という意味で飯塚構成員もおっしゃられていたところがあったかと思いますが、そういった側面で重要であるだけでなく、NHKのインターネット配信業務に対して国民の理解を得るという意味でも重要だと思います。さらに、フリーライド防止措置で民放連や新聞協会などで

もおっしゃっていただいている競争評価、適切に競争を行う意味でも二重に重要な点だと思いますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

【成原構成員】

私もNHKが提出された業務規程はおおむね放送法の求める公正な競争の確保に適合しているのではないかと思います。もっとも、皆様ご指摘の通り実際のサービス展開前に策定されたこともあり、業務規程には不明確な部分や具体性が欠ける部分も少なからず含まれているように思います。その点については、本検証会議でのやりとりを通じて明らかになってきたところも少なからずあると思います。その点ではまさに、堀木構成員が先ほどおっしゃったように、本検証会議での議論の意義、検討の意義は大きかったのではないかと思います。具体的には、インターネットを始めとする情報空間における公正な競争やメディアの多元性の意義や、誤受信防止措置におけるフリーライド抑止の必要性、また、番組関連情報の配信についてNHKが透明性やアカウントビリティを高めるといったことが確認されたことは大きいのではないかと思います。先ほど矢野議長がおっしゃったように、こうした検証会議での議論やNHKの回答も含めて、議事録に残りますので、こうした議論の意義は大きいのかと思いますけれども、他方でこうした議論を可能であれば、業務規程等のNHKのルールやガバナンスに反映していくことが望ましいのかと思います。今からのプロセスを考えると、業務規程の修正は現段階では難しいのかもしれませんが、例えばそれを補完する文書をNHKに作成・公表していただくなどの対応の可能性も含めて検討していただくことも考えられるのではないかと思います。

また、メディア環境や関連する技術環境は非常に速いスピードで変化をしていますので、こうした変化の速さに鑑みますと、業務規程とそれに基づく番組関連情報配信業務のあり方を適宜見直していくことも求められるのではないかと思います。先ほど落合構成員もおっしゃったように、番組関連情報の配信業務の効果に関するデータをNHKや総務省が収集して分析することが求められると思いますけれども、そうしたデータをエビデンスとして活用して業務規程や番組関連情報配信業務の見直しにつなげていくことが期待されるのではないかと思います。

また、将来的に業務規程を見直す際には今回の検証会議の中で求められたメディアの多元性や公正な競争の意義、誤受信防止措置におけるフリーライド抑止のあり方、NHKの説明責任のあり方などについて、より詳しく業務規程に盛り込むことも検討してもよい

のではないかと思います。

【増田構成員】

私の方からは、まず業務規程について公正競争に適合していると考えております。その上で、周知広報の仕方について他のメディアとの公平性、公正競争の観点から懸念がいろいろ寄せられておりました。それを踏まえて、もう少し具体的な説明をどこかで付加できればいいのかと思いますが、業務規程の改正が難しいということであれば今の成原構成員からもご提案があったような何か別紙などがあるとよろしいと思いました。加えて受信契約への誘導についても受信機を所有している以上、すでに契約をしている他の国民との公平性という観点からも、やはり契約の義務があること、それから社会的な必要性、公共放送の必要性などについてしっかりと理解してもらい、それを明確にするようにどこかに書いていただくことが必要と思っております。先ほどダークパターンという言葉が出ましたが、そういうことを書いているにもかかわらず、やはりそういう誤情報も出てくる可能性もありますので、そういうことが払拭できるようにならないといけないと思いますので、公共放送の意義についてしっかりとアピールしていただきたいと思っております。

これは要望ですけれども、家庭教育とか福祉番組などについては、やはりNHKの特性が発揮できる分野だと思います。高齢者、障害者、それから家庭にいる人、なかなか情報が届きにくい情報弱者の方たちに、それぞれにどう情報が届くようにするか周知広報について工夫していただくことと、それから今回、私ども消費者を代表する立場のものが初めてNHKに意見をお伝えする場をいただいたことについては非常に感謝しております。そういう場を今後また設けていただくことができればと期待しております。

【（一社）日本民間放送連盟 堀木構成員】

民放事業者を代表する構成員の立場で参画をさせていただきまして、ありがとうございます。業務規程を補完する重要な意味を持つ回答がNHKから明確に示されたことも踏まえると、現時点でこの業務規程が放送法に適合しないという瑕疵や問題があるとは考えておりません。ただ皆様もご指摘になっている通り、来年10月から、どのようなサービスを行うのかはとても大事ですので、少なくとも始まった後には検証が必要だと思っております。

民放事業者の立場で言いますと、公正競争はメディアの多元性を確保するために必要なことだと思っています。一番大事なことはやはり地域ジャーナリズムをしっかり維持をすることだと思っていますので、NHKが間違っても一人勝ちしないことが大事です。NHKが地域ジャーナリズムを維持する立場でメディアの多元性の確保に積極的に貢献することが求められているのではないかと思います。そうした立場で民放連はこれまで意見を述べて参りました。繰り返しますが、業務規程に関しては現在、放送法に適合しないという問題点があるとは考えておりません。

【（一社）日本新聞協会メディア開発委員会 堀構成員代理】

業務規程についてNHKから説明をいただきました。番組関連情報について、資料３－２の16ページに具体的なサービス展開は現在検討中であると説明があります。現時点ではサービスの具体像がわからず、調査自体の評価も難しいため、現時点では競合サービスに対する影響はないと判断することは難しいと考えています。誤受信防止措置についても繰り返し説明を求めてきましたが、懸念はなお払拭されていません。NHKからは競争評価分科会を継続的に開催する意向が示されていますが、サービス開始までの期間も含め、引き続き総務省でも責任を持って検証できる環境を整えるよう求めます。

メディア開発委員会は、民放連と同じく、取材に基づく情報を日常的かつ恒常的に発信しているメディアが全国各地に複数存在している、メディアの多元性をとても重要だと考えています。NHKのネット展開や競争評価では、NHK自身も強調している「放送とネットは同一」との点が担保されることが重要だと考えています。その観点から、誤受信防止措置やプラットフォームでの具体的な展開は大きな関心事項です。検証会議の場で明らかにならなかった点もあります。全国の地方新聞社も含め、NHKのサービスがもたらす影響の推移を継続的に見定め、慎重に検証していきたいと考えています。

【宍戸議長】

構成員からご発言を伺いました。それでは皆様のご意見を私がどう受けとめたか意見を申し上げて、さらに構成員のお考えをお伺いしたいと思います。

改めて振り返ってみますと、第１回の資料１－２「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価について」で事務局において準備会合での整理をお示しいただき、それを検証会議の基本的な考え方として提示され、そしてその点についてはご了解いただき

出発点とさせていただいたところでございます。その5ページ、検証会議においては業務規程の内容等に基づき二つの観点から評価検証を行うものとされております。第1は「競争評価の手順」、「その根拠となる情報（エビデンス）」、「評価の結果等の妥当性」等について検討し、当該配信業務の実施による公正な競争への影響の有無（及び公正な競争の確保に支障が生じると考えられる場合における対応）等を検証することでございます。

第2に、特に当該配信業務が地域メディアを含む「メディアの多元性」に影響を及ぼしうる場合は、受け手である国民が多様な情報に触れられる状態にあり、また、民主主義において重要な価値を持つジャーナリズムを実践するメディア間の公正な競争が行われる環境を確保する観点から、検証を行うとされてきたところでございます。

そしてこれらの観点に基づき構成員からNHKに対して業務規程の内容、またそれ以外の実際の準備の状況、その前提となる手順等々について、多角的にまさに視聴者またメディアの多元性を確保する観点から、丁寧にご質問をいただき、NHKからも現時点で可能な範囲で丁寧なご回答をいただいたものと考えております。

これを踏まえ、私自身、構成員の多くが明示的におっしゃっていただきましたけれども、現時点においてその検証の手順をたどった結果として、提出されている業務規程の内容について放送法の規定に適合するものであると考えております。

それと同時に、業務規程のもとで具体的に実施されるサービスのイメージ、規程を補完するとの表現もこの場でございましたけれども、特に本日の民放連の参考資料1に明示されている4つの項目、この点は私も先ほどNHKに確認をさせていただきましたけれども、外部プラットフォームの利用に係る点、過大な費用を計上しない点、誤受信防止措置について実効性ある措置を講ずるとした点、オリンピック・パラリンピックに大型スポーツ大会番組関連情報を限定するという点について、この場で明示いただいたことは極めて重要であります。これらの点を含め、本会議で議論された点を踏まえて今後業務規程の内容を具体化し、サービスを設計し、来年10月にサービスを開始されるというプロセスにおいて、NHKが競争評価検証を今の観点、この場での議論のポイントを踏まえて、実効的に行っていただき、サービスの開始前、開始後の検証を具体的にしていいただくこと、それらを踏まえて、総務省において責任ある検証を行うことを要望したいと思います。これらは私の承知する限りでは、本会議において構成員からご発言いただいたことの公約数的な理解ではないかと思っております。

また、もともとの検証の観点でございますけれども、ローカル局、ローカルのメディアを含むメディアの多元性について、しっかり情報を取って検証していくこと。特にインターネット業務が拡大化していく傾向が外国の例でもあり得ることを踏まえて、そのようにならないよう十分に配慮していただくこと。また、ダークパターンというご指摘等もありましたけれども、誤受信防止措置について、消費者保護の観点からも気をつけるべきこと。何よりも受信料制度についての理解をきちんと広げていくこと。全体としてNHKの業務がここで検証する対象に限らず全体として、国民の知る権利に奉仕するメディアの多元性を損なうことなく、むしろメディアの多元性を促進・補強して促進していくものであるべきこと。これは今回の放送法改正の趣旨でもございましたので、これらについてはNHKの業務全体においてご注意くださいことになると思いますし、またこの点はこの検証を越えて総務省における放送政策、例えばNHKの予算についての大臣のご意見等々においても使える部分があれば考慮していただきたいと思います。

以上、ひとまず構成員のご意見を私なりに受けとめて、こういった方向でないかということを発言させていただきましたが、いかがでしょうか。私が申し上げた方向性について、ちょっとニュアンス違うとか、こういった点もあるのではないかとか、漏れている点とかがあろうかと思しますので、何か追加でのご発言等あればいただきたいのですが、いかがでございましょうか。

【(一社) 日本民間放送連盟 堀木構成員】

まとめていただいたことに違和感はないのですが、この後の検証会議の取りまとめや、意見の集約、議長ペーパーなどが出てくるのが、気になっております。議長と事務局のお考えを教えていただければと思います。

【宍戸議長】

まず、それほど事務局とちゃんと詰めているわけではなく、今日ご意見を伺ってみて、それで出たところ勝負と思っていたところがありましたので、それについて私の発言をして、事務局も違う考えがあればご説明をいただき、それでまたこの場でご議論いただきたいと思います。

そもそも、構成員のご意見が大きく結論において割れることがあれば当然いろいろなことを考えなければいけないので、こちらから事前に予めこうしたいということを申し

上げるのは僭越なので控えておりましたが、今の時点において先ほど私が申し上げたところで概ねこの検証会議としての方向性はご賛同、ご納得をいただけたものと思います。そうであるいたしますと、ここから先、今私が申し上げた方向で検証会議として、例えば適合する、しないということであれば適合する、ただしこれらの点について注意すべきであるということを、この会議として取りまとめができて、この検証会議の意見として大臣からのお尋ねにお返しをすることが回答の仕方ではないかと現時点で考えております。その際の書き方として、個別のご意見を全部網羅するというのは少し違うのではないかと、議事録に書かれていることもあります。先ほど私が申し上げた点は、おおむねこの場で皆様のご意見は同じ方向を向いていると思いますので、それについては現時点において適合すると判断するが、しかしこういう点に注意をきちんとすべきである、NHKはこうすべきである、総務省はこうすべきであるという形で意見として取りまとめを提出をする。さらに、構成員ご自身がそれぞれ、一人一人の考えを一人一人の枠組みの中でご発言されました。それについてはしっかり議事録或いは参考資料でお付けする形で会議の意見をまとめられないか。そのために今日のご議論を踏まえて何らかのペーパーを事務局と私で用意し、第4回に至る過程の中で構成員のご意見を伺いながら練り上げて、第4回で案としてお示しし、さらにご議論いただくプロセスを踏んではいかがかと、現時点で考えております。このような進め方についても、ぜひ構成員から、ご質問、ご意見、ご発言をいただければと思うのですが、いかがでございましょうか。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 堀構成員代理】

1点、NHKは競争評価分科会を継続的に開催すると言っていますが、サービス開始前でも大きな問題が生じたと言った場合は、総務省の方でも検証できる環境づくりをなるべくしっかり整えていただきたいと要望させていただきます。

【細野外資規制審査官】

今のような進め方でご了承いただければ、そのようにまとめさせていただきます。基本的な方向性に加えて皆様からいただいたご意見を分類しコンパクトにまとめていくと理解をしております。

【穴戸議長】

本日時間の関係で、あるいは、もう一度よく考え直してみた時にこういうことが必要ではないかといったことがありましたら、構成員のご指摘の整理、そしてそれを踏まえての会議体としての意見のまとめ方を考える上で重要ですので、ご意見がある場合には、至急ご連絡をいただければと思います。

(6) 閉会

事務局より伝達事項の連絡。